

事務連絡  
令和2年6月10日

各務原市内介護保険サービス事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて（第12報）」の取扱いについて（通知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和2年6月2日付け各介護保険課長事務連絡にて周知した、介護保険最新情報Vol. 84  
2「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いにつ  
いて（第12報）」にて示された、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する  
観点から通所系サービス及び短期入所生活系サービスの請求単位数を増やすことが可能という  
特例（以下「本取扱い」という。）について、各務原市における取扱いをまとめましたので通知  
します。

記

1 本取扱いの適用期間

令和2年6月1日以降で、利用者の同意を得た日から適用が可能です。

なお適用終了時期は未定です。

2 利用者からの同意の取り方

事前に利用者に自己負担額が上がる理由及び金額を丁寧に説明し、同意書または修正後のケア  
プラン等同意したことがわかる文書を残してください。

この際本人または代理人の署名捺印と同意した日がわかるようにしてください。

3 区分支給限度基準額との兼ね合い

区分支給限度基準額の変更はありません。

区分支給限度基準額を超過した分は利用者の自己負担になりますのでご注意ください。

4 介護支援専門員との連携

今回の措置は介護支援専門員との連携が不可欠です。本取扱いの実施内容や利用者の同意書を  
取得した旨などを確実に情報共有してください。

事務が大変煩雑になりますがご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

#### 注意事項

本市以外における取扱いは管轄する自治体にご確認ください。

#### 備考

本通知は岐阜県健康福祉部高齢福祉課の見解を踏まえて作成しています。

お問い合わせ先	各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係（担当：大丸）
電話番号	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365（市代表）
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp（課代表）